

上菅田特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年3月19日策定（平成31年1月11日改定）

I いじめ防止にむけた学校の考え方

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法…平成25年法律第71号第一章総則定義第二条より）

<いじめを防止等に向けての基本理念>

本校の児童生徒は、障害の状態や教育的ニーズが多様であり、学校は他者を意識し、他人とのかかわりによって、自己の存在を認識する場である。それゆえに温かな人間関係と、安心と安全の中で、のびのびと学習し生活できる環境が必要である。本校の児童生徒の多くが自分の思いの発信を学習課題の一つとしており、悲しみや苦痛や疎外感を発信することが難しい実態であるが、いじめは本校の児童生徒にも起こる最も身近な人権侵害として全職員が深く認識することが大切である。

未然防止はもちろん、いじめを受けた児童生徒を守り通し、いじめを行った児童生徒には保護者、関係機関とも連携しながら継続的な指導・支援を行うことで、家庭・地域・学校が手を携えて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校風土をつくることを目的とする。

II いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

<委員会の構成員>

校長、副校長、教務主任、各学部長、特別支援教育コーディネーター、人権交流部長、児童生徒指導部長、養護教諭とする。必要に応じて、外部機関の児童生徒担当のケースワーカー、心理や福祉等の専門家に参加を要請する。

<委員会の運営>

○月1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。

○学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

<委員会の活動内容>

○未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒、保護者に周知。

○早期発見・事案対応

- ・ いじめ（「疑い」を含む）に関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・ 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

○取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の事情に即して適切に機能しているかの点検と見直し。

Ⅲいじめ未然防止及び早期発見・事案対処のための取組

<いじめ防止や早期発見への取り組み>

- 児童生徒、保護者が信頼し、相談しやすい人間関係を促進する。
- 学部会、ケース会、学部長会を充実させ、全職員が情報を共有し、児童生徒の変化に気づく体制でのぞむ。

<いじめに対する措置>

- 組織的な対応の徹底。（いじめ防止対策委員会や学部長連絡会、学年打ち合わせを活用）
- 被害児童生徒および保護者への支援、加害関係者への指導支援、関係機関との連携。

<いじめの解消>

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- 以上の2つの要件が満たされた状態である。

<教職員への研修>

- 人権研修の充実を図る。教職員自身も児童生徒へのかかわりについて真摯に検証する。
- 特別支援教育コーディネーターによる研修の充実を図る。

<主な年間計画>

- 前期・面談等を通して、全職員が児童生徒を共通理解し、保護者との連携をとる。
- ・ 個別支援計画等の引き継ぎ。
 - ・ 他機関との連携
- 後期・学校評価の実施、検証
- ・ 人権研修の実施
 - ・ 進級、進学、卒業に向けた適応指導。
 - ・ いじめ防止基本方針の検証。

IV 重大事態への対応

< 重大事態の意味 >

法第28条1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 本校における重大事態のとらえ

児童生徒、保護者からの申し立てによるものだけでなく、教職員、その他かかわりのあるすべてのものからの報告について「いじめ事案」としてとらえる。その上で、児童生徒の存在への無視または否定、肉体的苦痛や精神的苦痛を伴う行為全般を人権侵害、尊厳に対する冒とくととらえ、重大事態と認知する。

< 報告 >

学校は重大な人権侵害事案が発生した場合、直ちに教育委員会特別支援教育課に報告する。

< 調査 >

- 「いじめ防止対策委員会」が事実関係を明らかにするために情報収集し、調査報告を行う。
- 重大事態の調査は、事実関係を明らかにし、学校が事実に向き合うことで、再発防止に努める。
- いじめをうけた児童生徒、保護者に対して調査内容を真摯な態度で報告するとともに職員研修内容についての情報公開を行う。

< 再発防止 >

重大事態の調査報告内容に基づき、全職員による研修を行い再発防止に努める。

V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、学校いじめ防止基本方針が学校の事情に即して適切に機能しているか少なくとも年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を基に措置を講じる。